

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

**1 入札に付する事項****(1) 調達をする物品等及び数量**

若年者就業サポートセンター用調度品一式

**(2) 物品等の特質**

入札説明書のとおり

**(3) 納入期限**

平成16年5月17日

**(4) 納入場所**

入札説明書のとおり

**(5) 入札方法**

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

**(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。****(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。****(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。****3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

**4 入札手続等****(1) 契約手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）**

ア 日時 平成16年4月8日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

**(3) 開札の日時及び場所**

ア 日時 平成16年4月9日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

**(4) 入札保証金**

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(5) 契約保証金**

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(6) 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**(7) 契約書作成の要否**

必要とします。

**(8) 落札者の決定方法**

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

**1 申請のあった年月日**

平成16年3月18日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人 長野県高齢者福祉協会

**3 代表者の氏名**

佐藤 繁 信

**4 主たる事務所の所在地**

長野市南長野南県町1001番地3 陽光丸ビル4階

**5 定款に記載された目的**

この法人は、長野県内の高齢者及び介護者の生活を支援するため、介護予防、介護事業、介護に関する情報提供、研修、助言指導に関する事業を行い、地域福祉の向上と発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

県営和田沢地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成5年10月13日
- 3 工事の完了年月日  
平成8年3月21日

土地改良課

## 公告

県営清水地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成3年12月26日
- 3 工事の完了年月日  
平成8年3月1日

土地改良課

## 公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認しました。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 農地保有合理化法人の名称  
信州諏訪農業協同組合
- 2 事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業
- 3 事業実施区域  
岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村

農村整備課

## 公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を承認しました。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

農地保有合理化法人名	実施区域	事業の種類
諏訪湖農業協同組合	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業
諏訪みどり農業協同組合	茅野市 富士見町 原村	

農村整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小諸都市計画道路事業 3・4・2号相生町線
- 3 事務所の所在地  
佐久建設事務所（佐久市大字跡部65-1）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東部都市計画道路事業 3・4・5号田中牧家線  
3・4・6号稲荷町線
- 3 事務所の所在地  
上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
諏訪都市計画道路事業 3・6・27号岡谷茅野線
- 3 事務所の所在地  
諏訪建設事務所（諏訪市上川1-1644-10）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画道路事業 3・4・16号下山妙琴原線
- 3 事務所の所在地  
飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
穂高都市計画道路事業 3・4・2号柏矢町駅前線
- 3 事務所の所在地  
豊科建設事務所（南安曇郡豊科町大字豊科4960-1）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業 3・4・63号松代中央線
- 3 事務所の所在地  
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 許可番号 平成15年9月1日  
長野県指令14建第32-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
中野市大字三ツ和字樋田10-2、10-5、11-1、11-2の内、17-1、17-2、17-3、17-4、19-5、19-10、19-11、21、22-1、22-2、22-3、23-1、23-2、24-5、24-10、30-2、30-5の内、31-1、31-2、32-1、32-2、33-1、33-2、33-3、34-2、35-1、35-2、36-1、36-2、37、38-1、38-2、38-3、38-4、38-5、38-10、38-11、39-1、39-2、44-1の内、44-2、44-3、45-1、45-2、45-3、46-7、49-2、49-3、50-2、50-3、53-3、54-4、54-6、55-2、55-4、66-1、66-2、66-4、68-2、69-1、69-2、69-3、69-4、70-1、71-1、72-2、72-6、73-

1、73-4、74、75-1、76、77-1、77-2、78-1、78-2、78-3、78-4、80-1、80-2、81-1、81-3、82-1、82-2、82-3、82-4、83-1、83-2、84、85-1、85-3、85-4、85-5、85-6、85-7、85-8、85-9、86-1、86-2、87、88、89、90-1の内、90-2、90-3、90-6、92-1の内、92-2、93-1、93-3、93-6、94-1、94-2、95-1、95-2、96-1、96-2、96-3、97、99、100、101、101-1の内、102-1、102-2、102-3、102-4、103-1、103-2、103-3、104-1、104-2、105-1、105-2、106-2、107-1、107-2、109-2、111、112-1、112-2、113-1、113-2の内、120-3、字川畑489-1、490-1、491、492-1、493-1、494-3、494-6、495-1、496-1、505-4、505-5、505-6、513-1、513-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市下道寺町510

株式会社ベイスア 代表取締役 土屋 嘉雄

建築管理課

公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年3月29日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

監事

新任

氏名	住所
----	----

川 窪 千 俊 塩尻市大字中西条238番地

退任

氏名	住所
----	----

広 瀬 芳治朗 塩尻市大字塩尻町209番地

土地改良課

公告

長野県善光寺平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年3月29日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

理事

新任

氏名	住所
----	----

西 澤 武 夫 長野市三輪荒屋1177番地

退任

氏名	住所
----	----

岩 淵 宏 信 長野市吉田5丁目22番21号

土地改良課

公告

三水土地改良区の清算人について、次のように就任の届出がありました。

平成16年3月29日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

就任

氏名	住所
----	----

中 島 敬 夫 上水内郡三水村大字普光寺686番地

増 田 博 昭 上水内郡三水村大字芋川3958番地

佐 藤 光 弘 上水内郡三水村大字普光寺453番地

宮 島 壽 一 上水内郡三水村大字芋川12番地

小 口 保 夫 上水内郡三水村大字芋川1100番地

小 林 昭 英 上水内郡三水村大字芋川2711番地 1

若 林 信 一 上水内郡三水村大字芋川1536番地 1

飯 田 澄 雄 上水内郡三水村大字芋川5057番地

渋 沢 貞 雄 上水内郡三水村大字倉井1963番地

原 靖 上水内郡三水村大字倉井1332番地 1

原 實 上水内郡三水村大字倉井83番地 1

青 山 晃 榮 上水内郡三水村大字倉井1228番地

関 孝 則 上水内郡三水村大字倉井899番地

小 野 文 憲 上水内郡三水村大字倉井938番地

畑 寛 雄 上水内郡三水村大字倉井3676番地

村 松 直 幸 上水内郡三水村大字芋川1098番地

永 野 八七一 上水内郡三水村大字赤塩598番地 1

土地改良課

公告

長野県短期大学助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成16年3月29日

長野県短期大学長 上 條 宏 之

1 採用予定の助手の種別及び人員

生活科学科健康栄養専攻の調理学実習、給食管理実習等を担当する助手1名

2 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 大学院修士課程修了者又はそれと同等以上の知識を有する者
- (2) 管理栄養士資格を有する者
- (3) 短期大学に通勤することができる者

3 採用予定日

平成16年10月1日

4 応募書類の受付期限及び提出先

(1) 受付期限

平成16年5月31日(月)(郵送による場合は、5月31日までに到達したものに限り受け付けます。)

(2) 提出先

長野県短期大学

(郵便番号380-8525 長野市三輪8-49-7)

(3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「生活科学科健康栄

養専攻教員応募関係書類在中」と朱書し、簡易書留等確実な方法により送付してください。

## 5 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績を一覧にまとめた書類（研究業績ごとに、200字程度にまとめたその概要を記載した書類を添付してください。）
- (3) 主たる研究業績の別刷又は写し（5編以内）
- (4) 研究について、現在までの総括及び今後の抱負について、2,000字以内にまとめた書類
- (5) 採用後の教育上の抱負について、2,000字以内にまとめた書類
- (6) 学会及び社会並びに所属機関の運営における活動を記載した書類
- (7) 管理栄養士免許証又は登録証の写し
- (8) 推薦書

(9) 照会先（2名）を記載した書類

## 6 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の旅費は、応募者の負担となります。）。

## 7 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学生活科学科（電話 026-234-1221（代表）、ファクシミリ 026-235-0026）に行ってください。

文書学事課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。  
平成16年3月29日

名称	所在地	長野県公営企業管理者 古林弘充 指定年月日
有限会社信濃住設	飯山市大字飯山1469番地3	平成16年3月24日
有限会社齋藤ダクト	千曲市大字羽尾2065番地2	平成16年3月24日

水道課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市庄内3丁目4番21号西澤秀泰ほか5名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知しましたので、これを公表します。  
平成16年3月29日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男

15監査第76号  
平成16年3月24日

(請求人) 様

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成16年1月22日に提出のあった標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

松本市庄内3丁目4番21号 西澤秀泰  
松本市宮田21番29号 有田一男

大町市大字大町3590番地 6	佐藤 浩 樹
大町市大字社5603番地 1	吉竹 行 仁
諏訪郡原村8265番地 2	清水 昌 敏
諏訪郡下諏訪町社6992番地128	西 禎 康

## 2 請求書の提出

請求書の提出は、平成16年1月22日である。

平成16年1月23日付けで補正を求め、平成16年1月28日に補正があった。

## 3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

### 請求の要旨

長野県知事田中康夫（以下「知事」と称す）は、地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員である。

知事は平成12年10月26日就任以来、事実証明書1記載のように国内国外への公務出張を行い、長野県から旅費の支給を受けているが、監査請求書別紙記載の50件の出張に関しては、平成16年1月5日付け信濃毎日新聞朝刊（事実証明書2）平成16年1月17日付け朝日新聞朝刊（事実証明書3）にあるように、公私の混在した出張であった為、公務のない日（公務日の前日あるいは翌日等）に移動したにも関わらず、公務当日に移動したかのように日付を偽った旅行命令票や、移動の発着地点を偽った旅行命令票を作成したものであるから、県の公金から知事の当該出張旅費を支出する事は明らかに違法、不当である。

尚、前記公金の支出は、本監査請求の1年以上前に行われたものも含まれるが、支出の際の旅行命令票は知事の実際の行動と異なる記載がされており、いずれも県民が客観的に知り得なかったものであり、今回のマスコミ報道により初めてその違法性がわかったのであるから、本請求が前記各行為後1年を経過したものを含んでなされたことには正当な理由がある。

従って、監査委員は知事に次の様に勧告するよう求める。

「知事は田中康夫に対し前記出張旅費を県に返還するよう請求すること」

## 4 請求の受理

本件請求は、平成16年1月28日に補正が行われたため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日にこれを受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成16年2月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足を行うとともに、事実証明書として、請求書別紙に係る旅行命令票の写し及び新たな証拠として信濃毎日新聞の掲載記事の写し他2点を提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員との立会いを認めた。

また、請求人は、郵送により平成16年3月4日に、新たな証拠として、意見書を提出した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書別紙記載の50件の出張日に係る知事の旅行命令（以下「本件旅行命令」という。）に基づく旅費の支出について監査対象とした。その内訳は、別紙1のとおりである。

### 2 監査対象機関

経営戦略局広報広聴チームについて監査を実施した。

### 3 監査対象機関の陳述及び知事に対する調査

監査対象機関の陳述は、平成16年2月9日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

また、知事に対して、文書照会による調査を行った。

### 4 関係人調査

法第199条第8項の規定により、経営戦略局広報広聴チームに所属し、知事の秘書事務に従事していた者（以下「元知事秘書」という。）、経営戦略局人事活性化チーム、会計局会計課及び総務部職員課から聞き取りを行った。

また、知事が出演したテレビ、ラジオ番組の放送局3社、知事が対談を行った雑誌等の出版社2社及び知事に選挙応援を依頼した政党に対して、文書照会による調査を行った。

## 第3 監査の結果

本件請求のうち、別紙1の番号（以下「番号」という。）1から28まで及び30についての請求は、法第242条第2項の要件を欠くもので監査の対象とならない。また、番号29及び31から47までについての請求は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査、監査対象機関及び知事に対する調査並びに関係人に対する調査を実施した結果、次に掲げる事項を確認した。

#### (1) 知事への旅費の支給について

知事を含む特別職の職員への旅費の支給については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号。以下「特別職条例」という。）に基づいており、同条例には、次のとおり規定されている。

（旅費及び費用の弁償の種類）

第2条 常勤の特別職の職員及び教育長に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料とする。

（準用規定）

第8条 この条例で規定するもののほか、旅費及び費用弁償の額並びにその支給及び支給方法に関しては、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の規定を準用する。

また、特別職条例第8条で準用している一般職の職員の旅費に関する条例（以下「一般職条例」という。）には、次のとおり規定されている。

（用語の意義）

第2条

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

（旅行命令等）

第4条 前条第1項又は第3項の規定に該当する旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、既に発した旅行命令等を変更する必要がある場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

3 出張に係る旅行命令等における発着地は、在勤公署又は職員の居住地とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

なお、これらの条例に基づく旅費については、平成13年度以前は、定額方式により支給されていたが、平成14年4月1日以降は、旅費本来の旅行の事実に対する費用弁償として実際に必要な旅費の費用を支給する実費方式へ移行している。

## (2) 本件旅行命令に基づく出張の状況について

本件旅行命令に係る公務の状況については、旅行命令票と広報広聴チームが保管する知事日程並びに総務部管財課及び東京事務所が保管する公用車使用簿との照合を行うとともに、広報広聴チーム及び元知事秘書から聞き取りを行った。また、実際の行程について、新聞及び雑誌の記述を確認し、旅行命令票と照合を図りながら調査を行うとともに、知事に対して文書照会による調査を行った。

これらの調査の結果は、別紙2のとおりであり、本件旅行命令において命令された公務は、すべて命令どおりに実施されたことを確認した。また、実際の行程が、旅行命令と相違していると認められるものは、47件中38件（番号1から19まで及び29から47まで）であった。

さらに、放送局、出版社及び政党に対して、知事がテレビに出演等した場合に、知事に交通費が支払われたかについて、文書照会による調査を行い、各者から回答を得た。その結果、知事本人が放送局からの交通費との重複支給を認めて平成16年1月27日に県に返還した旅費4件計9万6,390円以外に、県からの旅費と放送局等からの交通費との重複支給が確認されたものはなかった。

## (3) 本件旅行命令に係る旅費の支出状況について

本件旅行命令に係る旅費の会計処理については、広報広聴チームが保管する支出負担行為決議書、支出命令書及び領収書等の証拠書類を確認し、旅行命令票と照合を図りながら調査を行うとともに、広報広聴チームから聞き取りを行った。また、会計局会計課に対する関係人調査により、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に基づいた適正な事務処理が行われたことを確認した。

その結果、旅費の精算に当たって領収書の添付がなされていなかったもの、旅行命令の変更が旅行命令票に適切に記載されていないもの等、一部事務処理に適切を欠く点が見られる以外は、関係条例、財務規則の規定に従い行われていることが確認された。

## 2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

### (1) 本件請求において請求人は、「いずれも県民が客観的に知り得なかったものであり、今回のマスコミ報道により初めてその違法性がわかったのであるから、本請求が行為後1年を経過したものを含んでなされたことには正当な理由がある。」と主張しているので、まず、正当な理由の有無について判断することとする。

法第242条第2項は、住民監査請求について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

請求期間の起算日である「当該行為のあった日又は終わった日」とは、本件請求のような公金の支出を対象とする監査請求を行う場合においては、公金が出された日を指すと解される。従って本件請求においては、旅費の支出が概算払の方法により行われた場合には、その概算払の支出日を、精算払の方法により行われた場合には、その精算払の支出日を起算日とすることとする。

「正当な理由」については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くした場合に、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解される。

これを本件請求について見ると、請求の対象となっている知事の出張旅費に係る旅行命令票については、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき、公文書公開請求を行えば、関係文書の公開を受けることが可能であったといえる。また、陳述の際、請求人は、平成15年7月25日に公文書公開請求をした旨の発言をしている。

一方、知事の実際の行動については、知事就任以来、テレビ、新聞、雑誌等で報道されており、知事の行動に関して全く知る方法がなかったとは考えられない。

したがって、相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に本件請求に関する行為について知ることができたものと考えられる。

よって、本件請求のうち、請求書を受理した平成16年1月28日から起算して旅費の支出日がすでに1年を経過したもの（番号1から28まで及び30）については、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないことから、監査の対象とならないものと判断する。

(2) 次に、旅費の支出日が1年以内の18件（番号29及び31から47まで）について判断する。

請求人は、「公務のない日に移動したにも関わらず、公務当日に移動したかのように日付や移動の発着地点を偽った旅行命令票を作成し、公金から知事の出張旅費を支出することは明らかに違法、不当である。」と主張している。

監査対象とした18件の旅費の支出については、すべて旅行命令の内容と実際の行程に相違があったことを確認した。この主な内容は、次のとおりである。

ア 旅行命令どおりに公務当日に用務地へ赴き、公務を行った後、私用のために上京あるいは都内に滞在し、翌日長野へ戻るという行程をとったものが7件（番号31、33、36、37、40、43及び45）であった。

イ 旅行命令と異なり、私用のため公務の前日に上京し、公務を行った翌日に長野へ戻るという行程をとったものが4件（番号29、38、39及び41）であった。

ウ 旅行命令と異なり、私用のため公務の前日に上京し、翌日公務を行った後、その日のうちに長野へ戻る行程をとったものが2件（番号32及び46）であった。

エ 往路または復路の日が、旅行命令で命じた日より2日以上相違したものが5件（番号34、35、42、44及び47）であった。

知事への旅費の支給については、特別職条例第8条で一般職条例を準用するとされており、一般職条例第3条第1項では、「職員が出張し（中略）た場合には、その職員に対し、旅費を支給する。」と規定している。そして、同条例第4条第3項においては、「出張に係る旅行命令の発着地は、在勤公署又は職員の居住地とする。」と限定列挙しており、旅行命令を行うに当たって、在勤公署又は居住地以外の場所を発着地と指定することはできないものと考えなければならない。

旅行命令とは公務のための旅行に対する命令であり、公務を行った事実があれば、そのための旅費は必要な費用として支給すべきものであると考えられる。

本件請求における18件の出張においては、公務は実施されており、支給された旅費は、一般職条例第7条に定める経済的かつ合理的な額であることが認められた。

また、監査対象機関である広報広聴チーム、知事本人及び元知事秘書に対する調査をしたところ、知事あるいは旅行命令の実際の事務を執行する広報広聴チームの職員が、旅行命令に際し、ことさら日付や移動の発着地点を偽ったという事実は認められなかった。

前述のとおり、旅行命令と実際の行程に相違が生じているが、それは、旅行命令を偽って行ったためではなく、条例に基づき経済的かつ合理的な旅費を支給するという実務上の措置としてやむを得ないものと見るべきである。

したがって、請求人の主張するような虚偽の旅行命令票が作成された事実はなく、関係条例に基づき、公務を行うために必要な旅費が支給されており、違法又は不当な事実はない。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない。

#### 【意見】

知事の出張において、私用が介在することにより、旅行命令票の内容と旅行の実態とが相違することについて、県では、その相違があることを認め、県民に分かり易くする趣旨から、平成16年1月16日からは旅行命令票の摘要欄に実際の行程を付記するという事務処理に改めた。

しかし、この事務処理方法では、次に掲げる問題が残ることになる。

- ① 旅行命令票に記載された命令の内容と、付記の内容が矛盾することになる。
- ② 旅行命令と実際の行程に相違が生じることの根本的な解決となるものではない。
- ③ 旅行命令票という公文書そのものの信頼性を損なうおそれがないとは言えない。

今回のような旅行命令票の内容と旅行の実態とが相違するという矛盾が生じるのは、そもそも、長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）を遵守しなければならない一般職の職員と違い、特別職の職員には、このような服務に関する規程がないにもかかわらず、特別職の職員の旅費の支給に関し、一般職条例の規定を準用しているためであると考えらるべきである。

したがって、知事においては、こうした問題点があることを認識したうえで、その改善に向けた取組を早期に行うよう望むものである。



(別紙1)

番号	請求書別紙の番号	旅行命令年月日	発着地・経過地	旅費支給済額(円)
1	1	平成12年12月6日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
2	2	平成12年12月27日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
3	3	平成12年12月29日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
4	4	平成13年5月21日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
5	5	平成13年5月31日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
6	6	平成13年6月19日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
7	7	平成13年7月18日	長野市 → 郡山市 → 長野市	36,660
8	8	平成13年9月3日	長野市 → 東京都 → 小諸市 → 東京都 → 長野市	42,880
9	9	平成13年10月17日	長野市 → 静岡市 → 長野市	41,840
10	10	平成13年11月4日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
11	11	平成14年1月9日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
12	12	平成14年1月21日	長野市 → 東京都 → 東村山市 → 東京都 → 長野市	26,220
13	13	平成14年2月19日	長野市 → 東京都 → 長野市	26,220
14	14	平成14年4月3日	県庁 → 長野駅 → 東京駅 → 中央省庁 → 都道府県会館 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	22,920
15	15	平成14年5月20日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → キリッパル東急ホテル → 東京駅 → 長野駅 → 県庁	22,920
16	16	平成14年5月29日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 杉並区役所 → 向陽中学校 → 東京ビッグ サイト → 政策投資銀行 → 東京事務所 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	22,920
17	17	平成14年6月1日	自宅 → 長野駅 → 上野駅 → 松坂屋上野店 → 有楽町 → 東京駅 → 長野駅 → 小 布施町 → 自宅	22,720
18	18	平成14年6月17日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 都道府県会館 → アルカディア市ヶ谷 → 有楽町 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	22,920
19	19	平成14年7月12日	県庁 → 長野駅 → 名古屋駅 → 名古屋観光ホテル → 名古屋駅 → 長 野駅 → 自宅	21,240
20	—	平成14年9月18日	県庁 → 長野駅 → 大宮駅 → 郡山駅(郡山市宿泊)	40,440
	20	平成14年9月19日	郡山市 → 矢祭町 → 都道府県会館 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	
21	21	平成14年10月5日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 京都駅 → 名古屋駅 → 長野駅 → 自宅	33,520
22	—	平成14年10月26日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 旅費別途支給(→羽田空港→高知空港→春野総合運動公園→高知空港→羽田空港 →浜松町→東京駅→新宿(宿泊ホテル))	22,920
	22	平成14年10月27日	新宿 → 日比谷みゆき座 → 日比谷公会堂 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	
23	23	平成14年10月31日	県庁 → 長野駅 → 東京駅 → 都道府県会館 → 永田町 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	23,080
24	24	平成14年11月2日	自宅 → 軽井沢プリンスホテル → 軽井沢駅 → 大宮駅 → 池袋駅 → 池袋サンシャインシティ → 池袋駅 → 有楽町駅 → 観光セカ → 有 楽町駅 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	22,640
25	25	平成14年11月11日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 千代田区 → 都道府県会館 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	22,920

26	26	平成14年11月25日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 霞ヶ関 → 東京大学 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,540
27	27	平成14年12月21日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 大阪駅 → 大阪市鶴見花ポート → 大阪駅 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	32,260
28	28	平成14年12月26日	県庁 → 長野駅 → 東京駅 → 都道府県会館 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	16,340
29	29	平成15年1月26日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 神田 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,940
30	30	平成15年1月27日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 都道府県会館 → 東京駅 → 長野駅 → 県庁	15,540
31	31	平成15年2月10日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 都道府県会館 → 青柳 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,940
32	32	平成15年2月18日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 虎ノ門 → 東京駅 → 長野駅 → 県庁	15,540
33	33	平成15年2月23日	県庁 → 長野駅 → 軽井沢駅 → 軽井沢町中央公民館 → 軽井沢駅 → 長野駅 → 自宅	7,160
34	34	平成15年3月27日	長野駅 → 成田空港 → 台北空港	168,240
	—	平成15年3月28日	台湾滞在	
	35	平成15年3月29日	台北空港 → 成田空港 → 長野駅	
35	36	平成15年4月18日	県庁 → 松本空港 → 福岡空港 → 博多	50,000
	37	平成15年4月19日	博多滞在	
	38	平成15年4月20日	博多 → 福岡空港 → 松本空港 → 県庁 → 自宅	
36	39	平成15年4月22日	県庁 → 上山田 → 上田駅 → 東京駅 → 南青山 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	14,460
37	40	平成15年5月15日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 平河町 → 青山 → 平河町 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,940
38	41	平成15年5月28日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 平河町 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	18,040
39	42	平成15年6月3日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 上野 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,540
40	43	平成15年6月5日	県庁 → 長野駅 → 東京駅 → 平河町 → 霞ヶ関 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,540
41	—	平成15年6月24日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 成田空港 → ロンドン	92,020
	—	平成15年6月25日	ロンドン滞在	
	—	平成15年6月26日	ロンドン → ダブリン	
	—	平成15年6月27日	ダブリン滞在	
	—	平成15年6月28日	ダブリン滞在	
	—	平成15年6月29日	ダブリン滞在	
	—	平成15年6月30日	ダブリン → ロンドン	
44	平成15年7月1日	ロンドン → 成田空港 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅		
42	45	平成15年7月26日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 新大阪駅 → 東京駅 → 赤坂見附 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	32,310
43	46	平成15年8月14日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 長野駅 → 自宅	14,660

44	47	平成15年8月23日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 大阪駅 → 名古屋駅 → 長野駅 → 自宅	23,540
45	48	平成15年8月26日	自宅 → 長野駅 → 軽井沢駅 → 軽井沢 → 軽井沢駅 → 長野駅 → 自宅	7,560
46	49	平成15年9月20日	自宅 → 長野駅 → 名古屋駅 → 伊丹駅 → 伊丹 → 伊丹駅 → 名 古屋駅 → 長野駅 → 自宅	22,940
47	50	平成15年11月3日	自宅 → 長野駅 → 東京駅 → 池袋 → 東京駅 → 長野駅 → 自宅	15,940